

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO94

発行責任者 畑中 正好 発行日 2012年11月19日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 宮田元田辺市議補助金不正受給問題

### 県の調査結果に9項目の公開質問



## 判断に至る事実関係の説明求め

11月13日、当会は、10月26日に県が発表した宮田政敏元田辺市議の補助金不正疑惑に関する調査結果について、聞き取りや関係資料の調査から判明したとする事実関係や浮上している疑惑に対する説明が不十分であるとして9項目の公開質問状を提出しました。回答は11月30日までとしました。

質問は、主に、県から発表時に提供された資料に説明がない事実関係等に関する説明を

求めました。まず、県は、元市議は、補助金申請に係る事務や預金通帳・印鑑の管理等、6団体2実行委員会の全てに参与していた、苗木購入先とされる福祉施設の領収書は、元市議が作成し、押印を依頼した、隣接し同時期に行われた基金事業や募金事業、市単独事業では、経理が一括処理されていたというこ

れらは、聞き取り調

次に、実績報告書

の苗木単価と実際の取引価格に相違があった、実績報告書に記載のない所から苗木が購入されていたというこれらは、関係資料から判明したとしていますが、どの資料からそれらが判明したのか、また、補助事業毎の実際の取引価格及び、補助事業毎の具体的な購入先とその金額。

県の認定金額の内訳（種類と金額）と、宮田元市議が使い回していたと言う2実行委員会および6団体の実態の調査をしたのか否か、調査したとすれば、その結果の説明。その他にも、私文書偽造と史料できるものについてどのように判断されたのかの説明も求めました。

# 政務調査費の健全化に資する見直しの申入

## 調査活動関連外への拡大をしないよう

### 厳格な使途基準及び使途の透明化を求め

当会は、11月2日、今後予定される地方自治法100条14項から16項の改正を受けて改正される条例の定め方によつては、政務調査活動外への支出を許容する結果をもたらすおそれがあることから、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な使途基準と、1円からの領収書の開示はもとより出納帳簿等の開示をするよう定めることを求めて県議会議長に申し入れを行いました。

この8月に改正された地方自治法100条14項は、「政務調査費」と改称し、交付の目的につ



いて「その他の活動」の6文字を付加しました。これを受けて改正される条例の定め方によつては、政務調査活動外への支出を許容する結果をもたらすおそれが懸念されたことから、11月2日に、法改正に安易に便乗し、政務調査費の使途を調査活動外に拡大するような条例改正しないよう本申し入れを行ったものです。

理由として、名称が政務調査費から政務活動費に変更されても、同条項を規定する地方自治法100条は、議員の調査権限を定めたものであり、議員や会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すというものではない。また、同様に、改正法が「その他の活動」を加えた趣旨も、調査活動に関連しない行為への支出を許すというもの

でもなく、まして、これまで裁判所が許さなかつたものに対してまで支出を許すような改正ではないとしました。重視すべきは、改正された同条16項であるとして、同項に、支出の透明性が規定された改正の趣旨は、政務調査費の支出の透明性について、領収書の開示程度に止まる現状の多くの議会のあり方が不十分であることを前提に、出納簿等や視察報告書などの記録を透明化することを命じていることが明らかになりました。

また、和歌山県議会では、出納簿等や視察報告書などの提出はもとより、未だに、支出金額5万円以下の領収書や、事務所費、事務費、人件費支出については一切の領収書を開示せず、継続中の裁判所においては、裁判所からの関係領収書等の送付嘱託の求めにも応じず、ひた隠しにしていると指摘して、これらの透明化は、和歌山県議会の重要な課題だとしました。

それらを踏まえ、

政務調査費の健全化に資する見直しをされるよう、調査活動に関連しない行為への支出を許さない厳格な使途基準を定められること、1円からの支出領収書及び、会計帳簿（出納簿等）、活動報告と視察報告（作成を義務づけた上）を提出するよう定めることを求めました。

閲覧費用有料化阻止の取り組みを振り返る

議案の採決 共産党と公明党が反対

阪谷 みんなさん、こんにちは。まず、9月

振り返りましょう。

くれたようですね。

むずかしい。

県議会で廃案を求めて運動した閲覧費用の有料化を主とする情報公開条例の一部

改正は、結果的には阻止できず残念でしたが、阻止に向けたこの間の取り組みを

阪谷 次は、宮田政敏

の2回に加え、その後も行いました。

述べたものです。25日に提出しました。

案が可決されましたが、日本共産党と公明党の各議員が反対してくれました。

阪谷 上程される前に、上程させない強力な運動が必要だったのでは。

阪谷 上程される前に、上程させない強力な運動が必要だったのでは。

情報公開制度懇話会の各委員に、再考を求める意見書を9月18日に送付しました。

松坂議員と知事らとの実際の質疑の録画が、共産党県議団のホームページにアップされています。

井上 公明党もですか。

井上 結果的にはそういってもいいです。

井上 知事らの答弁に對する意見書の提出したと聞きました。

井上 知事らの答弁に對する意見書の提出したと聞きました。

文書も、すでに、当会のホームページに掲載されていきました。それもですね。

阪谷 それはうれしいですね。

井上 上程されてからでは否決させるのは

井上 上程されてからでは否決させるのは

議員の質問への知事らの答弁に、意見を

提出した私達のうか。お勧めします。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

井上 公明党もですか。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

阪谷 それはうれしいですね。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。

明議会の各議員が反対してくれました。



宮田元田辺市議補助金不正受給疑惑を語る

共産党には別の時に。R和歌山駅前でお会いしましたので、その時、謝意を申しあげました。もちろん

元田辺市議の補助金不正受給問題を取り上げましょう。

植樹事業に絡む補助金ですが、補助

和歌山県の「紀の国森づくり基金補助金」、県が出資

する公益財団法人である県緑化推進会の「緑の募金事業交付金」それに、

# マスコミ報道で使途不明金が浮上

田辺市の「ふれあ

発端は？

井上 それだけでは問

いの森緑化推進事業

井上 マスコミ報道か

題あるとは思えませ

補助金」の3つが深

らでしよう。それは、

井上 ええ、内紛のよ

が深く絡みます。そ

7月中旬から下旬に

阪谷 でも、引き続き

れから、これらとは

畑中 そうです。紀南

報道で補助金不正受

別に、田辺市の「み

畑中 地方で発行されてい

給疑惑が浮上したの

んなでまちづくり補

る紀伊民報で大々的

です。ね。

助金」が関係します。

迫間 どう絡むのです

畑中 そうです。県の

迫間 か？

迫間 どのようなこと

補助金5年間（07

畑中 いずれも宮田元

が取り上げられたの

11年度）計17件につ

市議が関係する植樹

ですか？

いて、宮田元市議が、

事業であるというこ

畑中 県の補助金の事

「全部僕がやった」、

とです。事業主体は

畑中 県の補助金の事

補助金の会計は、「一

団体名になっていま

紀南ユネスコ協会が、

括して処理していた」

すが、補助金請求手

会長等が知らない間

と記者の取材に答え、

続き等は宮田元市議

が行っていたという

団体を名を使い回して

のです。また、経理

の使途も掌握してい

いたことが分かった。

処理が一括で処理さ

れないとして、真相究

明しているという趣

れているのがありま

す。

旨の報道が最初だっ

たと思えます。

井上 さらに、何が分

かったのですか？

阪谷 疑惑が浮上した

畑中 その17件に添付

されたいた苗木購入

費を裏付ける領収書

（第一のぞみ園発行）

の合計額が2818

万円となると、同園

これについて、同園

職員らは、関係する

3団体から延べ9回

計約533万円が振

り込まれているとい

う。しかし、その差

額である約2284

万円が使途不明だと

いうのです。

阪谷 宮田元市議が使

い回していたと言わ

れる団体名も判った

のではないですか。

畑中 ええ、NPO

法人紀州茶がゆ、

紀州木の会の会、

下の森の会 第3回

紀州(芳養) 熊楠の

森 大植樹祭実行委

員会、 紀南ユネス

コ協会、 桜咲く会、

山桜の会、 紀南

病院大植樹祭実行委

員会の2実行委員会

と6団体の計8団体

というところが報道さ

れました。

井上 8団体、そんな

にたくさんも。

阪谷 同じ日の同じ場

所を4分割にして補

助金申請してい

ることが問題と

も言われていま

した。

迫間 何故、4分

割にしていたの

でしょうか？

阪谷 4団体にす

れば、それぞれ

に補助金が受け

られるからでしょう。

畑中 そう。補助金の

上限が1団体200

万円ですから、4団

体にすれば800万

円受けられます。

## 紀南ユネスコ協会公表

### 宮田元市議会印を無断使用

井上 紀南ユネスコ協  
会は、その調査結果  
を、意外と早くに公  
表してしまいました。  
畑中 ですね。8月初  
めでした。  
阪谷 その公表では、  
何と？



# 水増し金計約1494万円の返還求め 宮田元市議を詐欺容疑で告訴へ

畑中 団体として、宮

田元市議が会長であ  
った当時は、会の機  
関の承認・決議がな  
く行い、会長退任後

は、会の印を無断使  
用して行ったもので  
あり個人活動と断じ  
ています。

井上 ユネスコに振り  
込まれた補助金は？

畑中 '09年度分の20  
0万円は勝手に引き  
出し、「下の森の会」

の通帳に。'10年度分  
の140万円も勝手に  
引き出し、5日後  
に「山桜の会」の通  
帳に移されていたと  
しています。

迫間 その後の金の流  
れは？

畑中 その後は不明で  
す。

迫間 県は、調査結果

を10月下旬に公表し  
ました。

畑中 ええ、3ヶ月も  
要しましたが、調査  
に。

迫間 交付金計約38  
80万円のうち計約  
1494万円が水増  
しの不正受給である  
として返還請求する

と

## 本来 交付されることのない 補助金詐欺の是正が不十分

阪谷 何故県は、交付  
した全額の返還を求  
めないのでしょうか。

畑中 それは、私にも  
分かりません。発表  
時に提供された資料

には、その説明があ  
りませんから。

井上 公開質問状を提  
出した際、県の部長  
は、会計検査院がす

としましたね、県は。

畑中 そうです。それ  
に、加算金が付加さ  
れますが。

井上 返還を求めると  
は、紀の国森づくり  
基金と緑の募金事業  
の両方ですか。

畑中 両方の合算額で  
す。

迫間 また、県は、宮  
田元市議を告訴する  
としました。

これは、費用の水増  
しではなく、事業者  
を偽っています。い  
わば申請者の偽り詐  
欺……。

畑中 おっしゃるとお  
り宮田元市議の不正  
には、架空費用の水  
増し詐欺と、本来交  
付されることのない  
補助金を騙しとると  
いう詐欺とが混在し  
ていると、私もみて  
います。

井上 本来交付される  
ことのない補助金詐  
欺の場合、一部返還  
では不十分と。

畑中 そうです。交付  
金全額返還があるべ  
き姿だと思えます。

阪谷 そうすると、県  
の是正では、終わら  
せられませんね。

迫間 先の話にでまし  
た4分割について、  
県はどのように判断  
していますか？

迫間 県は、調査結果  
は、会計検査院がす



畑中 県は、4つがそれぞれ  
の事業と見なしている  
ようです。

経理処理が一括処理  
されていた場合も。

阪谷 それはおかしい。  
経理処理が一括して  
いる事業は一つの事  
業と見なすべきです。

井上 私もそう思いま  
す。特に、4分割さ  
れている事業で経理  
処理が一括している  
というのとは1事業と  
いうべきですよ。そ  
うみなきゃおかしい。

畑中 私も、そのよう  
に見るべきではない  
かと考えています。

阪谷 私的流用はなか  
ったのですか？  
畑中 県の説明による  
と、「宮田元市議の説  
明では、不当に得て  
いた利益の全額を当  
該事業（補助対象外  
の経費）に支出した  
とのことであるが、

領収書では全額を確  
認できなかった」、  
としています。

迫間 うーん。とすれ  
ば、県としては、あ  
ったともなかったと  
も断定していないと  
いうことでしょうかね。

畑中 ええ、そうとし  
か言っていますせん

阪谷 何が刑事告訴す  
るのは詐欺罪だけで  
しょう。

畑中 ええ、そうとし  
か言っていますせん

阪谷 何故、私文書偽  
造で告発しないので  
しょうか。  
迫間 私も不思議に思  
っています。県等  
としては、元市議の



## 「私文書偽造」による

## 告発をしない県の真意をさぐる

の被害を受けた県が  
私文書偽造罪で告発  
するかしないかは大  
きな違いです。警察  
の扱いもきつと違う  
と考えられます。

迫間 私文書偽造の告  
発を私達でするとい  
うのは？

畑中 それも含め、公  
開質問の回答を受け  
てから考えましょう。

迫間 分かりました。

畑中 田辺市の補助金  
も関係していますが、  
田辺市は、随分、ひ  
どい結論です。

阪谷 一部、7万10  
00円返還請求する  
としていたのではな  
いのですか。

畑中 それは、最初に  
いった3つの補助金  
とは別の補助金です。  
阪谷 では、何がひど  
いのですか。  
畑中 計363万51  
00円交付している  
「ふれあいの森緑化  
推進事業補助金」に  
ついては、一概に当  
該各処理等が不適切

問にすることのでき  
ない問題ですよ。

迫間 私文書偽造の告  
発を私達でするとい  
うのは？

畑中 それも含め、公  
開質問の回答を受け  
てから考えましょう。

迫間 分かりました。

畑中 田辺市の補助金  
も関係していますが、  
田辺市は、随分、ひ  
どい結論です。

阪谷 一部、7万10  
00円返還請求する  
としていたのではな  
いのですか。

畑中 それは、最初に  
いった3つの補助金  
とは別の補助金です。  
阪谷 では、何がひど  
いのですか。  
畑中 計363万51  
00円交付している  
「ふれあいの森緑化  
推進事業補助金」に  
ついては、一概に当  
該各処理等が不適切

# 田辺市の判断に市民納得せず 当会らと「再調査の申し入れ」へ

であると判断することとはできないとして返還を求めないとしているからです。

井上 県と同じような第二のぞみ園の領収書等が使用されていたのでしよう。

畑中 そうです。それに、その領収書は県の調査では虚偽と断じています。

迫間 何故、県と同じような返還にならないのでしようか。

畑中 田辺市は、交付要綱の趣旨や内容に沿って事業を実施しているとは判断して

るといいます。

阪谷 それだけの説明ではよく分からないのですが。

畑中 要綱において、「苗木等の単価は、建設物価等の公表価格による単価による」と規定

していることを理由にしています。

井上 実際の価格ではないがその公表価格によっているからOKだと言っているのですか。

畑中 そう言うことのようにです。しかし、その解釈は誤っています。その規定は要

綱3条4項にあるの

ですが、同1項に、「補助金の対象となる事業費は、苗木又は樹木の保全用資材

の購入に係る費用とする。」と規定していますので、単価も実際の購入費の単価とい

うべきです。

井上 市の説明に基づけば、苗木を寄付されていた場合もその建設物価等の公表価格による単価で交付

していたとしても認められると言うことになりですね。それは、明らかにおかし

い。

畑中 でね。田辺市の市民の方から、市の調査結果について意見を聞かせて欲しいという要請が私のところ

にあり行ってきました。

阪谷 市民が疑問をもつのは普通の感覚ですよ。

畑中 その議論の中で、田辺市に再調査の申し入れをすることに

なりました。

迫間 いつですか。

畑中 11月20日です。で、当会は当会の見解に基づき申し入れし、市民の人たちは「補助金不正問題の全容解明を望む会」という団体を結成し、その団体の見解に基づき申し入れを行うこととしました。

井上 一緒にいくのでしよう。

畑中 そうです。で、その回答をうけて、

田辺市の方は、その後の追及を考えたいと思っ

ています。

阪谷 自分、この問題が中心に運動がすすめられますね。今回

は、この辺でお仕舞いにしましょう。



公開質問状を提出し説明するMPAから

## 当面の予定

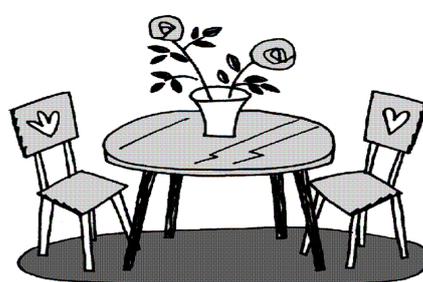
- 11月19日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 11月28日 PM 6:00 ~  
第4回全員会議
- 12月18日 AM 11:00 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟の裁判(2件目)
- 12月17日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 1月15日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 1月23日 AM 11:00 ~  
第5回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金返 還請求住民訴訟(2件目)

裁判は、10月30日に行われました。議員らの支出の裏付けである領収書を任意に提出しないことから、裁判所がそれらの文書を提出するよう各議員らに送付囑託していましたが、誰も応じませんでした。

次回、12月18日午前11時からです。次回も弁論です。



## 次回会員会議のご案内

日時 11月28日(水)午後6時～  
場所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい